

## あなたも、健康と体づくり、ストレス解消にスイミングを始めませんか！

ふれあい館には入浴施設と併せ、1年中泳ぐことができる温水プールがあります。大きさも25メートル×7コースと本格的なものです。また、子どもプール・ウォータースライダー・ジャグジーも併設されています。そのほか、インストラクターが常駐し、毎週木曜日、午後の部において無料でワンポイントレッスンを行っています。さあ、あなたもスイミングを始めましょう！

- 対象 どなたでもご利用いただけます。ただし、夜間の部を利用する小・中学生は、保護者等の送迎が必要となります。また、未就学児は、保護者等の同伴が必要となります。ただし、オムツの取れている方が対象。
- 利用方法 利用当日、券売機で利用券を購入してください。また、お得な回数券、プール利用証(3か月券・6か月券・年間券)を受付で購入し、利用することもできます。
- 利用時間 午前の部 10:00～13:00 午後の部 14:00～17:00 夜間の部 17:30～20:30 着替えを含めて1回3時間以内で、時間毎の総入れ替え制となります。利用時間以外はプールに入れません。  
利用の際には必ず水着・水泳帽子を着用し、メガネ・貴金属類ははずしてください。  
プール内には浮き輪・遊具等の持ち込みはできません。

### ●利用料金●

区分	個人利用 (1回)	回数券 (11回)	3か月 (1人)	6か月 (1人)	年間 (1人)	団体 (20人以上1人あたり)	貸切 (1コース)
一般	500円	5,000円	15,000円	27,000円	50,000円	400円	<要予約> 5,000円
小・中学生	250円	2,500円	7,500円	13,500円	25,000円	200円	

申し込み・問い合わせ先

ふれあい館 ☎47-1126

## あなたの税が支えます～市町村税徴収強化月間2009夏～

### 全県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2009夏」として、栃木県との協働により、全県下一斉の徴収の強化に取り組みます。

### 三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、下野市の歳入は少なくなってしまう。(住民税が増えた分、所得税は減っています。)

このことは、下野市の予算に占める市税の割合が、大きくなったことを意味しています。税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすことになります。

### 一人ひとりが下野市を支える

これからは、市民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの市を支えていくことになるのです。

### 自主的な納付

下野市は、自主的な納税を期待しています。しかし、期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押・公売など)をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押のためのタイヤロック(写真)をすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



下野市では税収確保に向け、次のような取組みを行っています

納税相談：市税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告：納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査：滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社等に対し調査を行います。

給与調査：滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分：不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付がない場合、差押財産の公売・取立を行います。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554